

「AI基盤サーバー式の導入に係るハードウェア等賃貸借及び保守等業務 一式」の意見招請に対する意見について

項目番号	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	補足資料	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書 (案)	3	1.5. 業務・情報システムの概要 図 1.5-1 本サーバー式の概要図	Kubernetesワーカーノードおよびコントロールプレーンの仮想化(HCI)	Kubernetesワーカーノードおよびコントロールプレーン、仮想化基盤サーバ#1、#2について、HCI(ハイパーコンバージド・インフラストラクチャ)による仮想化での提案を可能とすべきと考えます。 仮想化することで機器コストの削減や運用の簡素化、セキュリティ向上が見込まれます。 AI基盤の今後の拡張に合わせたH/Wリソースの追加が非常に容易となります。		無	調達仕様書(案)に記載の通りの要件になります。
2	調達仕様書 (案)	3	1.5. 業務・情報システムの概要 図 1.5-1 本サーバー式の概要図	Kubernetesワーカーノードおよびコントロールプレーンの仮想化(HCI)	本仕様書のKubernetesワーカーノードおよびコントロールプレーン、仮想化基盤サーバ#1、#2についての記載が物理サーバの台数のみとなっておりました。 昨今のH/W価格上昇の対応のためにサーバの構成については応札業者様の提案構成に自由度をもたせることが効果的と考えます。 そのため、本仕様書の記載については台数よりも必要なスペック(CPU、メモリー、HDD等)の記載にすべきと考えます。		無	調達仕様書(案)に記載の通りの要件になります。
3	調達仕様書 (案)	3	1.7. 作業スケジュール 表1.7-1 作業スケジュール	本サーバー式の構築・導入期間は令和8年7月～令和9年3月の9ヵ月間とあります、1ヵ月程度、構築・導入期間を延長いただけないでしょうか。	電源の要件により分電盤を導入する必要があると認識しています。当該分電盤は特注品であることから、発注～納期まで2ヵ月以上の期間を要する見込みであり、9ヵ月間での構築・導入が困難であるため。		有	御意見を踏まえ、「令和8年6月～令和9年3月の10ヵ月間」に緩和いたします。
4	調達仕様書 (案)	4	2.1 調達案件の一覧 (作業範囲の記載) 表2.1-1	次期の「特許ネットワークー式の更改にかかるハードウェア等賃貸借及び保守業務一式」に伴う支援作業が本調達に含まれるかの記載をお願いします。	現行調達の「特許ネットワークー式の更改にかかるハードウェア等賃貸借及び保守業務一式」の契約期間が令和10年3月までとなっており、次期システムにおいても同様の調達が行われる認識です。 その際、本調達の支援作業が調達範囲に含まれるか確認させていただきたく存じます。		無	更改時期が未定のため、含まれる可能性があります。
5	調達仕様書 (案)	5	4.5.1. 納入物	納入期日について、令和9年3月31日と記載がございますが、世界的な半導体不足を背景にメモリやSSD等の納期遅れが懸念されるため、納入期日について配慮いただけるようお願いいたします。	世界的な半導体不足によりメモリやSSDなどの納期遅れが懸念されており、かつ今後の情勢も不明なため。		有	御意見を踏まえ、「ただし、半導体不足等の影響により真にやむを得ず納入期限までに納入が間に合わない機器については、特許庁担当者に説明し承認を得て、令和9年6月30日までの納入とすることが出来る」を追記いたします。合わせて、本サーバー式の賃貸借期間を「令和9年7月1日から令和12年12月31までの月極によるもの」に変更いたします。
6	調達仕様書 (案)	5, 13	4.5. 納入物等の範囲、 納入期日等 10.2. 稼働責任(2)(3)	2026年1月現在、世界的なAIサーバ需要の拡大により半導体不足が再燃しており、本機器の調達時期にもその影響が及ぶ可能性がございます。 この影響で納期遅延(稼働遅延)が生じる恐れがある場合、貴庁と調整・協議をさせて頂くことは可能でしょうか。	契約条件の確認のため。		有	御意見を踏まえ、「ただし、半導体不足等の影響により真にやむを得ず納入期限までに納入が間に合わない機器については、特許庁担当者に説明し承認を得て、令和9年6月30日までの納入とすることが出来る」を追記いたします。合わせて、本サーバー式の賃貸借期間を「令和9年7月1日から令和12年12月31までの月極によるもの」に変更いたします。
7	調達仕様書 (案)	6	4.5.1. 納入物 表 4.5-2 調達機器の機器数(本番機) 表 4.5-3 調達機器の機器数(総合試験/開発機)	Kubernetesワーカーノードおよびコントロールプレーンの仮想化(HCI)および本番機と総合試験/開発機との統合	Kubernetesワーカーノードおよびコントロールプレーン、仮想化基盤サーバ#1、#2について、システム全体を仮想化を活用した提案を可能とするべきと考えます。 理由として、本番機と総合試験/開発機を同じ仮想環境に配置することで、更なるコスト削減や運用効率の向上が見込まれます。 ※本番環境と総合試験/開発機はそれぞれ別のKubernetesクラスターでの構成し分離を想定 AI-仮想化基盤の今後の拡張に合わせたH/Wリソースの追加が非常に容易となります。		無	調達仕様書(案)に記載の通りの要件になります。
8	調達仕様書 (案)	6	4.5.1. 納入物 表 4.5-2 調達機器の機器数(本番機) 表 4.5-3 調達機器の機器数(総合試験/開発機)	Kubernetesワーカーノードの運用方針及び運用の効率化	本システムで取り扱う情報の機密性の高さを鑑みて、使用するS/Wについては商用をのものを使用すべきと考えます。 ・Kubernetesの商用サポートを受けることができる。 ・Kubernetes上で稼働するアプリケーションを、永続ボリュームを含めてバックアップする機能を有している。 ・標準的に利用されるKubernetesの監視/ログイングツール(Prometheus, Grafana, Fluent bit)の商用サポートを受けることができる。 ・ブロックストレージ、オブジェクトストレージ(S3)、ファイルストレージ(NFS)をKubernetesのCSIとCOSから利用できること。		無	調達仕様書(案)に記載の通りの要件になります。
9	調達仕様書 (案)	14	10.4. 調達仕様書の記載について(1) (要件の明確化)	仕様書の条項を修正し、「～できること」「～可能なこと」「～すること」や「～行うこと」等の記載に関して、費用について特許庁と協議することが明示的に記載されている場合を除き、本調達の範囲内とし、新たな費用負担なく各機能及び要件を実現すること。 とありますが、これらの機能・要件を実現するためには、予期せぬ追加開発や技術検討が必要となる可能性もございます。 また、今回の仕様書に記載されている機能を実現するために、機器選定の自由度やコスト最適化の余地が著しく制限される可能性があります。	「本仕様書内の「～できること」や「～可能なこと」、「～すること」や「～行うこと」等の記載に関して、費用について特許庁と協議することが明示的に記載されている場合を除き、本調達の範囲内とし、新たな費用負担なく各機能及び要件を実現すること。」		無	調達仕様書(案)に記載の通りの要件になります。